

## 平成26年医政局所管国家試験実施計画

|                     | 官報公告      | 願書受付期間                  | 筆記試験                                 | 合格発表                 | 試験地   |
|---------------------|-----------|-------------------------|--------------------------------------|----------------------|---|
| 第108回<br>医師国家試験     | 25.7.1(月) | 25.11.5(火)～25.11.29(金)  | 26.2.8(土)<br>26.2.9(日)<br>26.2.10(月) | 26.3.18(火)<br>14:00～ | 北海道、宮城県、東京都、新潟県、<br>愛知県、石川県、大阪府、広島県、<br>香川県、福岡県、熊本県、沖縄県 |
| 第107回<br>歯科医師国家試験   | 25.7.1(月) | 25.11.5(火)～25.11.29(金)  | 26.2.1(土)<br>26.2.2(日)               | 26.3.18(火)<br>14:00～ | 北海道、宮城県、東京都、新潟県、<br>愛知県、大阪府、広島県、福岡県                     |
| 第100回<br>保健師国家試験    | 25.8.1(木) | 25.11.21(木)～25.12.13(金) | 26.2.14(金)                           | 26.3.25(火)<br>14:00～ | 北海道、青森県、宮城県、東京都、<br>愛知県、石川県、大阪府、広島県、<br>香川県、福岡県、沖縄県     |
| 第97回<br>助産師国家試験     | 25.8.1(木) | 25.11.21(木)～25.12.13(金) | 26.2.13(木)                           | 26.3.25(火)<br>14:00～ | 北海道、青森県、宮城県、東京都、<br>愛知県、石川県、大阪府、広島県、<br>香川県、福岡県、沖縄県     |
| 第103回<br>看護師国家試験    | 25.8.1(木) | 25.11.21(木)～25.12.13(金) | 26.2.16(日)                           | 26.3.25(火)<br>14:00～ | 北海道、青森県、宮城県、東京都、<br>愛知県、石川県、大阪府、広島県、<br>香川県、福岡県、沖縄県     |
| 第66回<br>診療放射線技師国家試験 | 25.9.2(月) | 25.12.16(月)～26.1.6(月)   | 26.2.20(木)                           | 26.3.31(月)<br>14:00～ | 北海道、宮城県、東京都、愛知県、<br>大阪府、広島県、香川県、福岡県<br>(科目免除者) 東京都      |
| 第60回<br>臨床検査技師国家試験  | 25.9.2(月) | 25.12.16(月)～26.1.6(月)   | 26.2.19(水)                           | 26.3.31(月)<br>14:00～ | 北海道、宮城県、東京都、愛知県、<br>大阪府、広島県、香川県、福岡県、<br>沖縄県             |
| 第49回<br>理学療法士国家試験   | 25.9.2(月) | 25.12.16(月)～26.1.6(月)   | (筆記)26.2.23(日)<br>(実技)26.2.24(月)     | 26.3.31(月)<br>14:00～ | (筆記)北海道、宮城県、東京都、愛知<br>県、<br>大阪府、香川県、福岡県、沖縄県<br>(実地) 東京都 |
| 第49回<br>作業療法士国家試験   | 25.9.2(月) | 25.12.16(月)～26.1.6(月)   | 26.2.23(日)                           | 26.3.31(月)<br>14:00～ | (筆記)北海道、宮城県、東京都、愛知<br>県、<br>大阪府、香川県、福岡県、沖縄県<br>(実地) 東京都 |
| 第44回<br>視能訓練士国家試験   | 25.9.2(月) | 25.12.16(月)～26.1.6(月)   | 26.2.20(木)                           | 26.3.31(月)<br>14:00～ | 東京都、大阪府   |



医政医発0924第1号  
医政歯発0924第2号  
平成24年9月24日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



歯科保健課長



#### 医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（通知）

無資格者による医業及び歯科医業を防止するため、「無資格者による医業及び歯科医業の防止について」（昭和47年1月19日付け医発第76号厚生省医務局長通知。別添1）、「免許証の不正防止について」（昭和53年3月20日付け医発第289号厚生省医務局長通知。別添2）及び「医師等の資格確認について」（昭和60年10月9日付け健政発第676号厚生省健康政策局長通知。別添3）において、医師及び歯科医師の資格確認の徹底等を求めているところです。

しかしながら、今般、無資格者が医業を行っていたために逮捕された事例が判明いたしました。今後、同様の事例が発生することのないよう、医師及び歯科医師の採用時における免許証及び卒業証書の原本の確認等の徹底について、改めて関係者、関係団体等に周知徹底を図るようお願い申し上げます。

なお、医師法第30条の2の規定に基づき、厚生労働省ホームページ上に医師等の資格確認を行うための「医師等資格確認検索システム」（<http://licenseif.mhlw.go.jp>）を設けていることから、当該システムも活用して適正な資格確認を行うよう、併せて周知をよろしくようお願い申し上げます。

医 発 第 7 6 号  
昭和 4 7 年 1 月 1 9 日

各都道府県知事 殿

厚生省医務局長

無資格者による医業及び歯科医業の防止について

最近、無資格者が医業又は歯科医業を行なつていたために摘発される事例が発生しているが、無資格者による医業又は歯科医業は、国民の生命、身体に対する脅威となることはもとより、国民の医療に対する信頼を失墜させる原因ともなるものである。

無資格者が医業又は歯科医業を行なうことが医師法第17条又は歯科医師法第17条に違反することとなるのはもとより、無資格者に医業若しくは歯科医業を行なわせた病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者についても、その態様によっては、刑事責任を問われ、さらに免許の取消等の行政処分の対象となることとなる。

貴職におかれては、都道府県医師会、都道府県歯科医師会その他関係方面の協力を得て、左記の事項を徹底することにより無資格者による医業又は歯科医業の一扫を期されたい。

記

第一 免許資格の調査

- 一 管下の病院又は診療所を対象とし、診療に従事する医師又は歯科医師の免許資格に関する調査をすみやかに実施すること。実施に際しては、医師又は歯科医師の免許証等有資格者であることが確認できる書類の呈示を求

める等の方法により正確な事実把握に努めること。

- 二 調査の結果、無資格者による医業又は歯科医業が行なわれていることが明らかになった事例については、刑事訴訟法第239条の規定により告発すること。

## 第二 病院又は診療所の開設時等における免許資格の確認

- 一 医師又は歯科医師が病院又は診療所を開設する場合には、医療法第七条の規定による病院の開設許可申請書又は同法第8条の規定による診療所の開設届の受理に際して、有資格者であることの確認を徹底すること。
- 二 病院又は診療所の開設者又は管理者が、医師又は歯科医師を雇用する際に免許資格を確認するよう十分の指導をすること。

## 第三 医師届及び歯科医師届の励行

医師法第6条又は歯科医師法第6条の規定に基づく医師、歯科医師の届出を未だ行なっていない者に対しては、届出を励行するよう督促すること。

なお、これらの届出と医籍・歯科医籍との照合を行なうこととする予定である。

医 発 第 2 8 9 号  
昭和 5 3 年 3 月 2 0 日

各都道府県知事 殿

厚生省医務局長

免許証の不正使用防止について

今般、医師免許証が医師でない第三者により不正に使用されるという事件が報道されたが、かかる事件等を防止する観点から貴職におかれても、左記の事項に留意し、関係団体等と連絡を密にして、その周知徹底を図られたい。

なお、保健所等関係機関は、亡失に伴う免許証の再交付申請があった場合には、亡失事実の確認、申請者が同一人である旨の確認及び免許資格の確認を関係書類の提示を求めて行われたい。

記

- 1 免許を取得した者及びその家族は、亡失事故を起さないよう免許証の保留には十分な注意を払うこと。

また、盗難等により免許証が第三者に渡る可能性がある場合は、すみやかに保健所等関係機関に通報すること。この場合貴職においては、関係機関にされた通報を至急当職あて連絡されたい。

- 2 各医療施設等は、免許取得者を採用するにあたっては、戸籍謄（抄）本等の提示、履歴書の確認等の方法により採用希望者が免許取得者であることを、十分に確認すること。

健政発第676号  
昭和60年10月9日

各都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長

医師等の資格確認について

最近、外国人医師を採用した某地において、その際の免許資格に関する調査が十分に行われなかつたため、左記の無効医師免許証所持者による無資格医業が行われ、保険請求まで行われていた事例が判明したので、今後かかる事例が再発することのないよう左記事項に十分御留意のうえ、貴職におかれても、関係部局、貴管下保健所、病院、診療所等関係機関に対し、周知徹底願いたい。

記

1 無効医師免許について

- (1) 元興亜医学館及び東洋医学院を卒業した別添無効医師免許証名簿の者に医師免許証が交付されているが、これについては、既に昭和30年8月25日発医第80号医務局長通知及び昭和51年1月23日医事第6号医務局医事課長通知をもって通知してあるとおり、終戦直後の特殊な社会情勢下においてやむを得ず、法定の資格を有しない者であるにもかかわらず、当時の台湾(中華民国)又は朝鮮において資格取得のために使用する目的をもって、日本国において医業を行うことはできないという条件の下に(但し、その旨は免許証には記されていない)、医籍に登録せずして交付されたものである。

従って、これらの者は我が国においては医師免許を有してはならないこと。

なお、本件免許証は昭和35年11月1日の最高裁判決により無効であることの判断が既に示されている。

- (2) 貴管内において、上記(1)に該当する者で医業に従事している者があるときは、当該者に対し免許証の呈示を求め、その免許が無効であることを告知する等適宜の措置をとり、その旨当職あて報告されたいこと。

## 2 医師等免許資格の確認について

無資格医業等の防止については、昭和47年1月19日医発第76号医務局長通知をもって通知しているところであるが、今後とも次により徹底の上、その一掃を図られたい。

- (1) 医師及び歯科医師として、就業する目的で採用する場合には、事前に免許証及び卒業証書の原本の提出を必ず求め、資格を有していることの確認を十分行うよう指導されたいこと。
- (2) 免許証を亡失している場合には、速やかに免許証の再交付申請を行わせるよう指導されたいこと。
- (3) 免許証を保持していない採用者等については、免許証の交付（国家試験合格等による免許申請後、まだ免許証が交付されていない者については、登録済証明書の交付）を確認した後に医業に従事するよう指導されたいこと。
- (4) 免許資格等に疑義のある場合には、当局医事課と十分な連絡をとること。

## 3 その他（略）

報道関係者 各位

平成 25 年 8 月 27 日

【照会先】

医政局医事課試験免許室

室長補佐 手島 一嘉(内線 2572)

免許登録係長 外谷 茂人(内線 2577)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2204

## 8 月 27 日から医師・歯科医師免許の資格確認検索システム稼働

～確認項目の拡充で、なりすましを防止！～

厚生労働省は、医療機関向けに、医師・歯科医師を確認する「医師等資格確認検索システム」の改修を行い、8月27日から新しい検索システムの稼働を始めました。

医師免許を持たない者が、医師になりすまして医療を施すといった事件が相次いで起こっている問題を受けて、厚生労働省は、医療機関に対し、戸籍の写しなどによる本人確認と、免許証原本による資格の確認、医師等資格確認検索システムによる認証を行うよう、都道府県を通じて指導してきました。しかし、依然としてなりすまし医師の問題が起こっていることから、医師などの資格確認を行うための検索システムを改修し、より厳格な確認を可能にしました。

これまでのシステムは、医師又は歯科医師の氏名と性別を入力すると、氏名と登録年が表示されるというものでした。今回の新しいシステムでは、氏名と生年月日、性別、医籍登録番号、医籍登録年月日のすべてを入力して検索するため、真偽の確認ができます。

今後、厚生労働省では、多くの医療機関に活用してもらえるよう、各都道府県や関係団体に対して通知を出し、管内医療機関や会員の医療機関への周知を依頼する予定です。

「医師等資格確認検索システム」

<http://licenseif.mhlw.go.jp/search/index.jsp>

※ 2年に1度実施される医師調査、歯科医師調査において調査票の提出があった人が検索対象です。医師、歯科医師の名簿に登録されていても調査票を出していない人は表示されません。



# 医療機関の人事担当の方にお知らせ

医師・歯科医師の免許証を厚生労働省のホームページで確認できるようになりました。

**免許証原本**による資格確認とあわせて  
ご利用ください。

このシステムは医師・歯科医師の資格確認作業を補完するためのものです。

**必ず資格確認は免許証原本**で行ない、戸籍の写しや運転免許証などで本人確認をしてください。

医師等資格確認検索システム

検索

<http://licenseif.mhlw.go.jp/search/index.jsp>

新しいシステムでは、医師の氏名と生年月日、性別、医籍登録番号、医籍登録年月日のすべてを入力して検索するため、免許証の真偽を確認できます。

検索結果は、該当者の有無のみを表示します。

## 医療機関向け検索システム

例えば・・・



採用予定の厚生先生から原本提示の前にコピーを提出してもらったわ。

病院事務

氏名、性別、生年月日、登録番号、登録年月日を全て入力して

検索

ここに該当の有無を表示

該当の有無が表示されます。

最終的には免許証原本で資格確認してください。

※ 2年に1度実施される医師調査・歯科医師調査において、調査票を提出した人が検索対象です。

医師、歯科医師の名簿に登録されていても、調査票を提出していない人は表示されません。

Photo by (c)Tomo.Yun (<http://www.yunphoto.net>)  
illustration わんぱぐ (<http://www.wanpug.com/>)

医政医発0107第1号  
平成26年1月7日

各 

|   |           |   |             |
|---|-----------|---|-------------|
| { | 都 道 府 県   | } | 衛生担当部（局）長 殿 |
|   | 保健所を設置する市 |   |             |
|   | 特 別 区     |   |             |

厚生労働省医政局医事課長  
( 公 印 省 略 )

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律  
第9条の2から第9条の4まで及び柔道整復師法第19条の  
規定による施術所の開設届等の際の資格確認の徹底について

今般、他人である柔道整復師の免許証を複製した上で、当該柔道整復師になりすまして施術所の開設届を提出し、療養費の受領委任に関する申出がなされていた事例が判明いたしました。

国民の健康な生活を確保する観点からもかかる不正行為が見過ごされることのないよう、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2から第9条の4まで及び柔道整復師法第19条の規定による施術所の開設届等の際には、下記について徹底するようよろしくお取り計らい願います。

#### 記

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師（以下「あはき及び柔整」という。）が施術所の開設届等を提出するときにおけるあはき及び柔整の免許証の確認及び本人確認について

(1) 開設者（法人の場合を除く。）については、運転免許証等の原本により

必ず本人確認を行うこと。

また、業務に従事する施術者の氏名等については、あはき及び柔整の免許証の原本により確認するとともに、併せて運転免許証等の原本により本人確認を行うこと。

- (2) あはき及び柔整の免許証を確認した際、他人であるあはき及び柔整の免許証（コピーを含む。）を偽造して、自分の氏名等を記載した偽造免許証を保有していることが疑われる場合には、指定登録機関に当該免許証の記載事項を照会し、当該者の免許証であることを確認すること。

(指定登録機関)

- ・ あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師免許

公益財団法人東洋療法研修試験財団

TEL 03-3431-8771

- ・ 柔道整復師免許

公益財団法人柔道整復研修試験財団

TEL 03-3280-9720

(担当)

厚生労働省医政局医事課医事係

TEL : 03-5253-1111 (内線 2568)

# 「新たな看護職員確保に向けた総合的な対策」の必要性

## 看護職員を取り巻く現状と課題

- 偏在等を背景とした、「看護職員不足」についての医療現場の指摘
- 夜勤・交代制勤務など厳しい勤務環境とワークライフバランス確保の必要性
- 社会保障・税一体改革の推進に向けたマンパワー増強の必要性

- 社会保障・税一体改革による看護職員の必要数 約15年で +50万人
- 少子化が進む中、抜本的な看護職員確保対策が不可欠

2011(H23)年  
看護職員  
約150万人

医療・介護サービス提供の改革

質の向上に向けたマン  
パワー増強

2025(H37)年  
看護職員  
約200万人

2011(H23)年 就業者数 約150万人

新規資格取得者  
約4.9万人

離職等による減少  
約2.4万人

**2.5万人の増加**

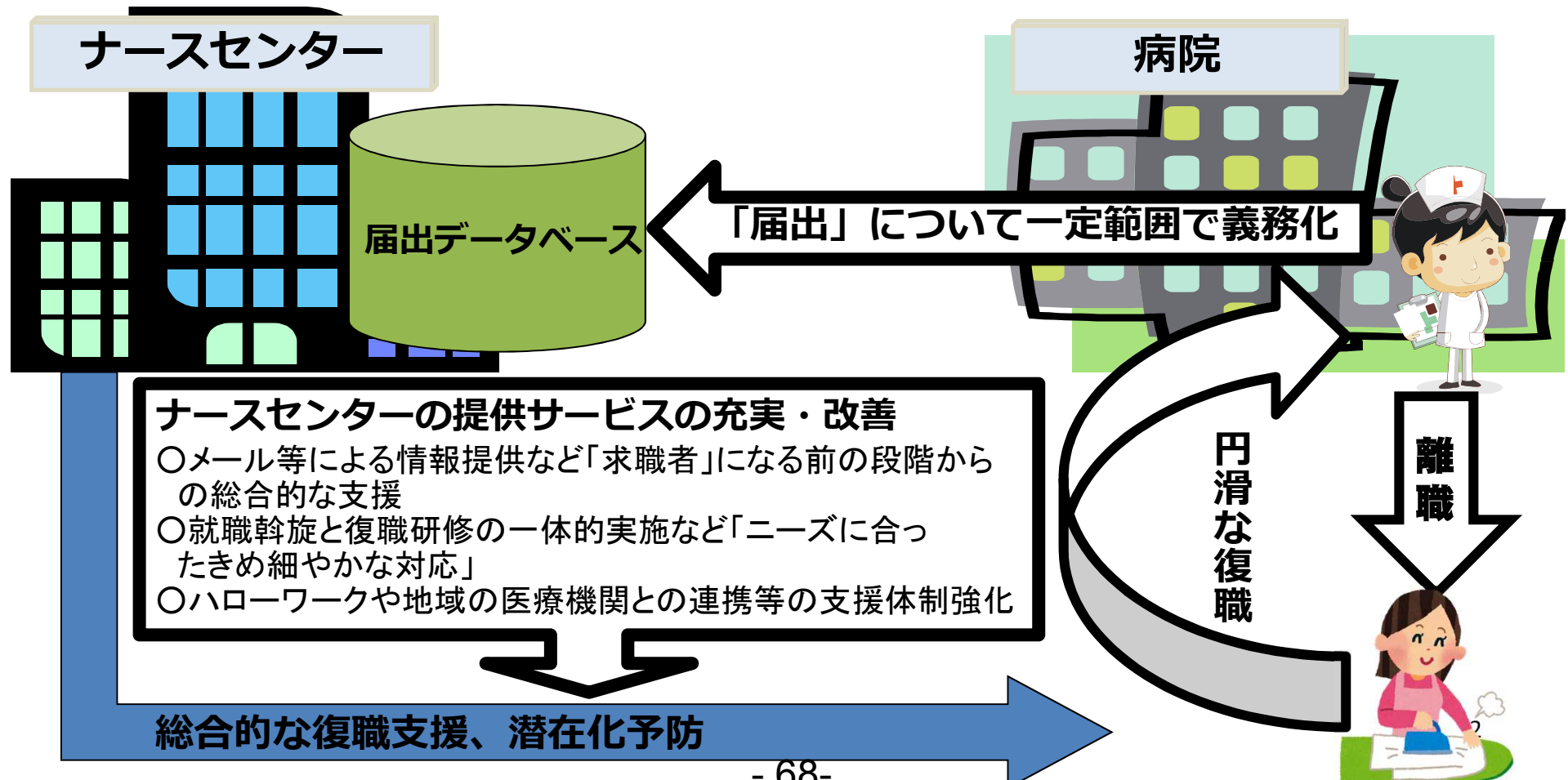
少子化の進展で、今後、  
この水準維持のためには  
何らかの対策が必要

新卒入学者 約5.6万人

潜在看護職員  
約71万人 (※推計値)

## 看護職員の確保のための施策について

- 都道府県ナースセンターが中心となって、看護職員の復職支援の強化を図るため
  - ・ 看護師等免許保持者について一定の情報の届出制度を創設し、離職者の把握を徹底。
  - ・ ナースセンターが、離職後も一定の「つながり」を確保し、求職者になる前の段階から効果的・総合的な支援を実施できるようナースセンターの業務を充実・改善。
  - ・ 支援体制を強化するための委託制度やその前提となる守秘義務規定等関連規定を整備。



# 看護職員就業者数の推移

看護職員就業者数(年次別、就業場所別)

(単位:人)

| 年次  | 総数        | 保健所   | 市町村    | 病院      | 診療所     | 助産所   | 介護老人<br>保健施設 | 訪問看護<br>ステーション | 社会福祉<br>施設 | 介護老人<br>福祉施設 | 居宅サービ<br>ス等 | 事業所    | 看護師等<br>学校養成<br>所・研究<br>機関 | その他    |
|-----|-----------|-------|--------|---------|---------|-------|--------------|----------------|------------|--------------|-------------|--------|----------------------------|--------|
| 20年 | 1,397,333 | 8,108 | 33,480 | 869,648 | 299,468 | 1,742 | 38,741       | 27,662         | 18,541     | 28,806       | 35,826      | 10,857 | 14,792                     | 9,662  |
| 21年 | 1,433,772 | 7,932 | 34,393 | 892,003 | 304,247 | 1,720 | 39,796       | 28,082         | 19,502     | 30,179       | 38,866      | 11,411 | 15,228                     | 10,413 |
| 22年 | 1,470,421 | 8,502 | 34,723 | 911,400 | 309,296 | 1,926 | 41,367       | 30,301         | 20,590     | 32,231       | 42,946      | 11,251 | 15,943                     | 9,945  |
| 23年 | 1,495,572 | 8,393 | 35,171 | 927,289 | 309,954 | 2,004 | 42,736       | 30,903         | 21,958     | 33,920       | 44,395      | 11,750 | 16,294                     | 10,805 |
| 24年 | 1,537,813 | 8,857 | 35,397 | 944,640 | 320,800 | 1,850 | 44,291       | 33,649         | 23,387     | 34,824       | 48,600      | 12,265 | 17,226                     | 12,027 |

保健師就業者数(年次別、就業場所別)

(単位:人)

| 年次  | 総数     | 保健所   | 市町村    | 病院    | 診療所   | 介護老人<br>保健施設 | 訪問看護<br>ステーション | 社会福祉<br>施設 | 介護老人<br>福祉施設 | 居宅サービ<br>ス等 | 事業所   | 看護師等<br>学校養成<br>所・研究<br>機関 | その他   |
|-----|--------|-------|--------|-------|-------|--------------|----------------|------------|--------------|-------------|-------|----------------------------|-------|
| 20年 | 51,703 | 6,927 | 24,299 | 4,094 | 8,325 | 46           | 276            | 390        | 41           | 446         | 3,524 | 983                        | 2,352 |
| 21年 | 53,212 | 6,720 | 24,848 | 4,580 | 8,448 | 46           | 237            | 387        | 52           | 460         | 3,738 | 1,027                      | 2,669 |
| 22年 | 54,289 | 7,132 | 25,501 | 4,807 | 8,743 | 64           | 268            | 417        | 32           | 351         | 3,532 | 1,074                      | 2,368 |
| 23年 | 55,262 | 7,044 | 25,956 | 4,924 | 8,751 | 70           | 267            | 449        | 33           | 338         | 3,695 | 1,120                      | 2,615 |
| 24年 | 57,112 | 7,457 | 26,538 | 5,115 | 9,398 | 40           | 250            | 409        | 32           | 307         | 4,119 | 1,119                      | 2,328 |

助産師就業者数(年次別、就業場所別)

(単位:人)

| 年次  | 総数     | 保健所 | 市町村 | 病院     | 診療所   | 助産所 |     |      |       | 社会福祉<br>施設 | 事業所 | 看護師等<br>学校養成<br>所・研究<br>機関 | その他 |
|-----|--------|-----|-----|--------|-------|-----|-----|------|-------|------------|-----|----------------------------|-----|
|     |        |     |     |        |       | 開設者 | 従事者 | 出張のみ | 計     |            |     |                            |     |
| 20年 | 30,130 | 227 | 667 | 18,900 | 7,306 | 788 | 284 | 581  | 1,653 | 6          | 38  | 1,223                      | 110 |
| 21年 | 31,312 | 221 | 724 | 19,671 | 7,686 | 788 | 315 | 528  | 1,631 | 5          | 32  | 1,249                      | 93  |
| 22年 | 32,480 | 266 | 722 | 20,093 | 8,162 | 890 | 353 | 546  | 1,789 | 14         | 24  | 1,298                      | 112 |
| 23年 | 33,606 | 277 | 780 | 21,023 | 8,144 | 947 | 359 | 555  | 1,861 | 10         | 28  | 1,373                      | 110 |
| 24年 | 35,185 | 307 | 717 | 21,957 | 8,840 | 897 | 343 | 502  | 1,742 | 12         | 39  | 1,414                      | 157 |

看護師・准看護師就業者数(年次別、就業場所別)

(単位:人)

| 年次  | 区分   | 総数        | 保健所   | 市町村   | 病院      | 診療所     | 介護老人<br>保健施設 | 訪問看護<br>ステーション | 社会福祉<br>施設 | 介護老人<br>福祉施設 | 居宅サービ<br>ス等 | 事業所   | 看護師等<br>学校養成<br>所・研究<br>機関 | その他   |
|-----|------|-----------|-------|-------|---------|---------|--------------|----------------|------------|--------------|-------------|-------|----------------------------|-------|
| 20年 |      | 1,315,500 | 954   | 8,514 | 846,654 | 283,837 | 38,695       | 27,382         | 18,145     | 28,765       | 35,380      | 7,295 | 12,586                     | 7,293 |
| 21年 | 看護師  | 1,349,248 | 991   | 8,821 | 867,752 | 288,113 | 39,750       | 27,842         | 19,110     | 30,127       | 38,406      | 7,641 | 12,952                     | 7,743 |
| 22年 | +    | 1,383,652 | 1,104 | 8,500 | 886,500 | 292,391 | 41,303       | 30,026         | 20,159     | 32,199       | 42,595      | 7,695 | 13,571                     | 7,609 |
| 23年 | 准看護師 | 1,406,704 | 1,072 | 8,435 | 901,342 | 293,059 | 42,666       | 30,635         | 21,499     | 33,887       | 44,057      | 8,027 | 13,801                     | 8,224 |
| 24年 |      | 1,445,516 | 1,093 | 8,142 | 917,568 | 302,562 | 44,251       | 33,390         | 22,966     | 34,792       | 48,293      | 8,107 | 14,693                     | 9,659 |
| 20年 |      | 918,263   | 848   | 6,831 | 662,010 | 142,320 | 16,907       | 24,628         | 10,304     | 13,456       | 17,375      | 5,797 | 12,556                     | 5,231 |
| 21年 | 看護師  | 954,818   | 865   | 7,147 | 687,331 | 148,237 | 17,649       | 24,912         | 10,954     | 14,347       | 18,759      | 6,066 | 12,926                     | 5,625 |
| 22年 |      | 994,639   | 1,012 | 6,986 | 711,987 | 154,554 | 18,848       | 27,218         | 11,916     | 15,998       | 20,829      | 6,059 | 13,547                     | 5,685 |
| 23年 |      | 1,027,337 | 1,004 | 7,022 | 734,562 | 159,700 | 19,663       | 27,959         | 12,721     | 17,034       | 21,390      | 6,358 | 13,777                     | 6,147 |
| 24年 |      | 1,067,760 | 1,028 | 6,795 | 756,909 | 168,417 | 21,058       | 30,225         | 13,737     | 17,838       | 23,599      | 6,482 | 14,664                     | 7,008 |
| 20年 |      | 397,237   | 106   | 1,683 | 184,644 | 141,517 | 21,788       | 2,754          | 7,841      | 15,309       | 18,005      | 1,498 | 30                         | 2,062 |
| 21年 | 准看護師 | 394,430   | 126   | 1,674 | 180,421 | 139,876 | 22,101       | 2,930          | 8,156      | 15,780       | 19,647      | 1,575 | 26                         | 2,118 |
| 22年 |      | 389,013   | 92    | 1,514 | 174,513 | 137,837 | 22,455       | 2,808          | 8,243      | 16,201       | 21,766      | 1,636 | 24                         | 1,924 |
| 23年 |      | 379,367   | 68    | 1,413 | 166,780 | 133,359 | 23,003       | 2,676          | 8,778      | 16,853       | 22,667      | 1,669 | 24                         | 2,077 |
| 24年 |      | 377,756   | 65    | 1,347 | 160,659 | 134,145 | 23,193       | 3,165          | 9,229      | 16,954       | 24,694      | 1,625 | 29                         | 2,651 |

(注1)「病院」については、「病院報告」により計上した

(注2)「診療所」については、「医療施設調査」(平成20、23年)及び推計(平成21、22、24年)により計上した

(注3)「病院」及び「診療所」以外については、「衛生行政報告例(平成20、22、24年)」及び推計(平成21、23年)により計上した

(医政局看護課調べ)

# 平成25年度 経済連携協定に基づく外国人看護師候補者の受入れの流れについて

## 趣旨・目的等

- ・ 経済連携協定に基づく外国人看護師候補者等の受入れは、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。（看護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・ 候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

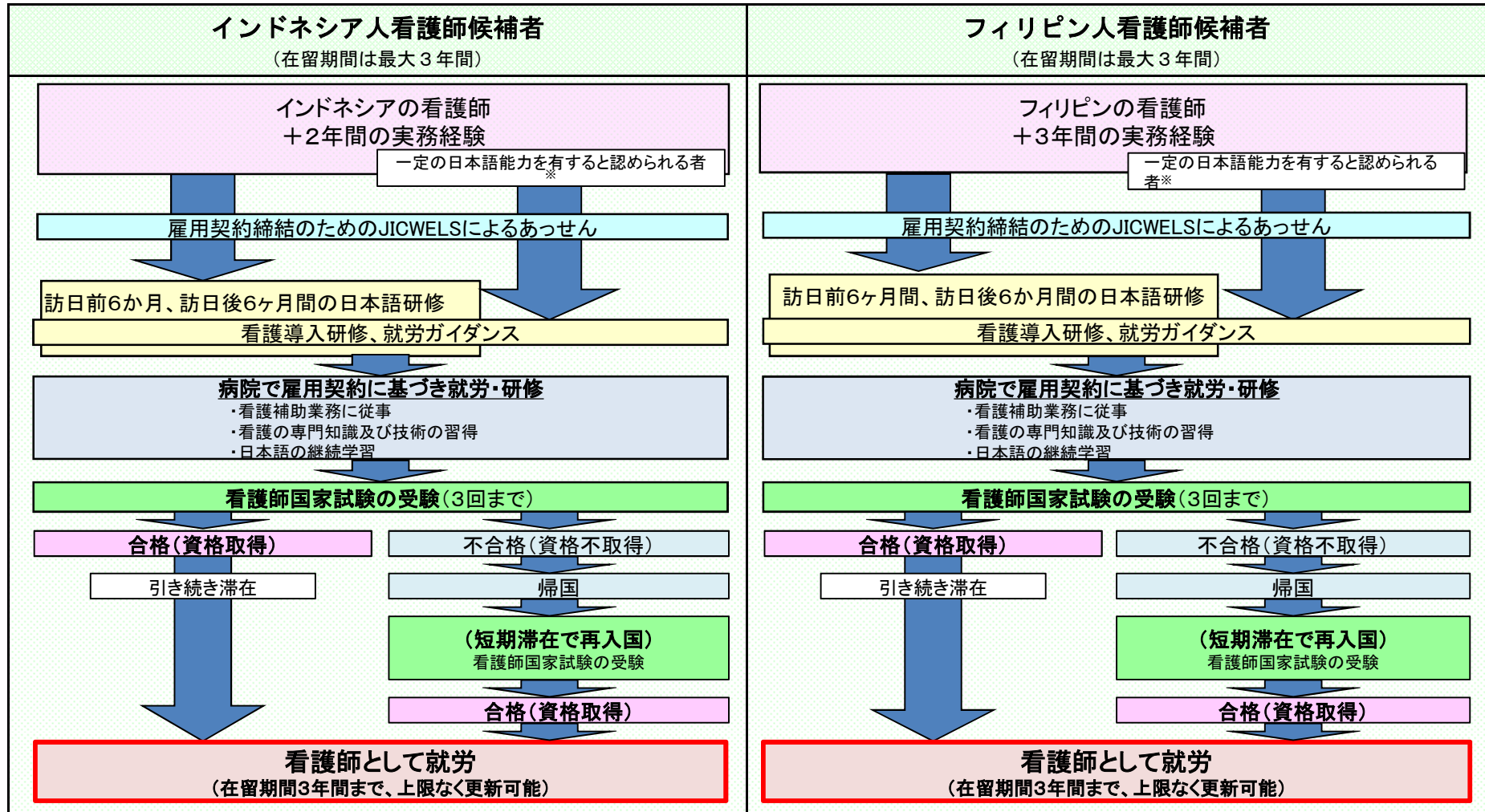
## 経緯・予定

### インドネシア

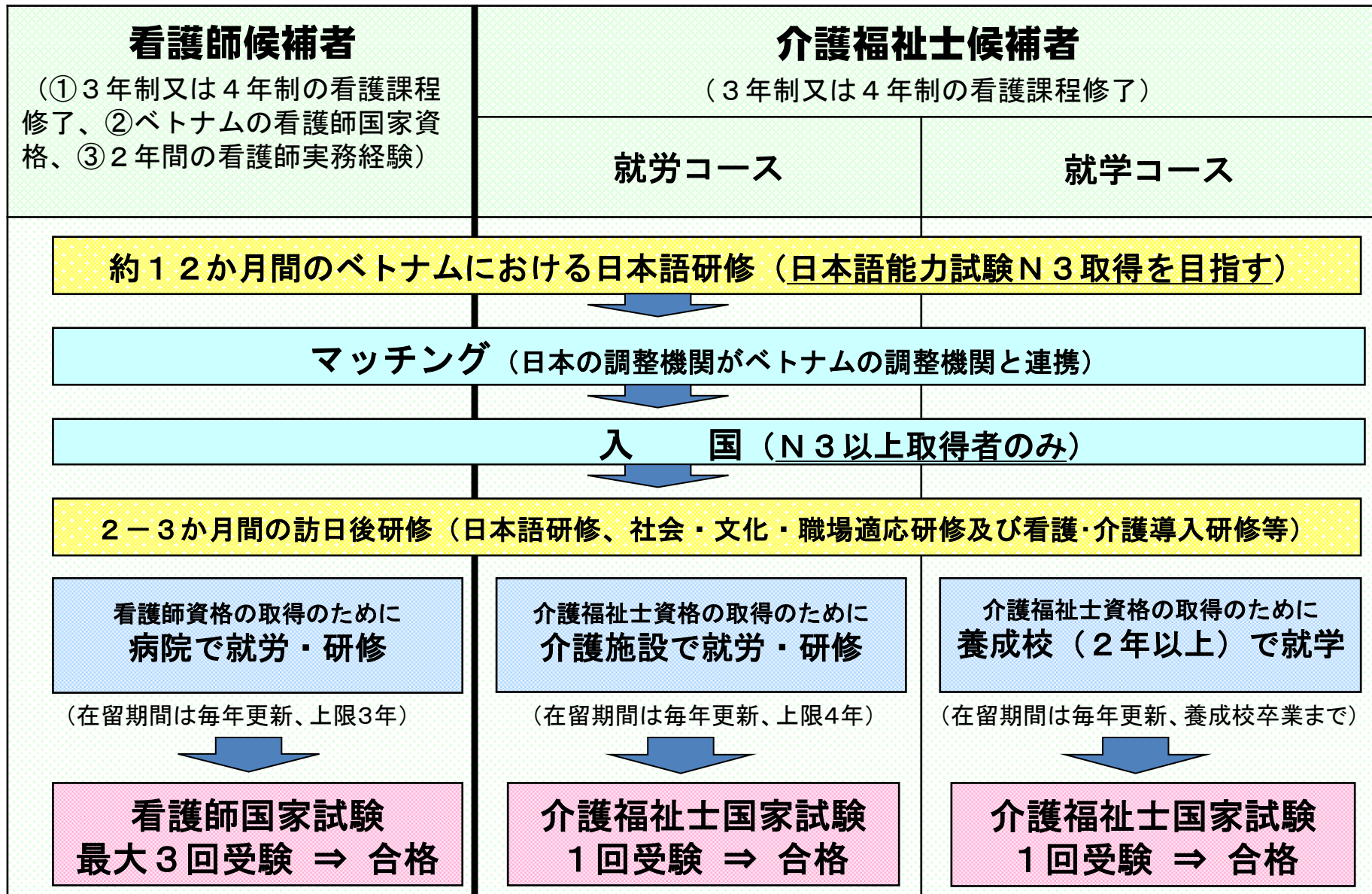
|           |            |         |           |
|-----------|------------|---------|-----------|
| 平成20年7月1日 | 協定発効       | 平成22年8月 | 第3陣39人が入国 |
| 平成20年8月   | 第1陣104人が入国 | 平成23年7月 | 第4陣47人が入国 |
| 平成21年11月  | 第2陣173人が入国 | 平成24年5月 | 第5陣29人が入国 |
|           |            | 平成25年6月 | 第6陣48人が入国 |

### フィリピン

|             |           |         |           |
|-------------|-----------|---------|-----------|
| 平成20年12月11日 | 協定発効      | 平成23年5月 | 第3陣70人が入国 |
| 平成21年5月     | 第1陣93人が入国 | 平成24年5月 | 第4陣28人が入国 |
| 平成22年5月     | 第2陣46人が入国 | 平成25年6月 | 第5陣64人が入国 |



日ベトナムEPA:看護師・介護福祉士候補者の資格取得までの流れ



※看護師、介護福祉士の国家資格が取得できれば、滞在・就労が可能 (更新が可能)。



経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の現状

平成25年11月1日時点(平成25年11月11日現在把握)  
(単位:人)

| インドネシア |    | 入国者数 | 入国日<br>(免除者)            | 就労開始日<br>(免除者)          | 候補者                    |                               |     | 合格者                |                               |    |
|--------|----|------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------------|-----|--------------------|-------------------------------|----|
|        |    |      |                         |                         | 就労(就学)中<br>の人数<br>(※1) | 雇用契約終了・<br>帰国者数<br>(※1,2,3,4) | 合計  | 就労中の<br>人数<br>(※1) | 雇用契約終了・<br>帰国者数<br>(※1,2,3,4) | 合計 |
| 20年度   | 看護 | 104  | H20.8.7                 | H21.2.13                | 0                      | 80                            | 80  | 19                 | 5                             | 24 |
|        | 介護 | 104  | H20.8.7<br>(H20.8.31)   | H21.1.29<br>(H20.9.8)   | 0                      | 59                            | 59  | 32                 | 13                            | 45 |
| 21年度   | 看護 | 173  | H21.11.13               | H22.1.16                | 15                     | 120                           | 135 | 31                 | 7                             | 38 |
|        | 介護 | 189  | H21.11.13<br>(H21.10.4) | H22.1.16<br>(H21.10.14) | 41                     | 73                            | 114 | 60                 | 15                            | 75 |
| 22年度   | 看護 | 39   | H22.8.7                 | H22.12.4                | 18                     | 15                            | 33  | 6                  | 0                             | 6  |
|        | 介護 | 77   | H22.8.7<br>(H22.9.12)   | H22.12.4<br>(H22.9.23)  | 70                     | 6                             | 76  | 1                  | 0                             | 1  |
| 23年度   | 看護 | 47   | H23.7.5                 | H24.1.6                 | 40                     | 4                             | 44  | 3                  | 0                             | 3  |
|        | 介護 | 58   | H23.7.5<br>(H23.6.8)    | H24.1.6<br>(H23.6.17)   | 56                     | 2                             | 58  | -                  | -                             | 0  |
| 24年度   | 看護 | 29   | H24.5.18                | H24.11.14               | 29                     | 0                             | 29  | 0                  | 0                             | 0  |
|        | 介護 | 72   | H24.5.18                | H24.11.14               | 72                     | 0                             | 72  | -                  | -                             | 0  |
| 25年度   | 看護 | 48   | H25.6.26                | H25.12.21               | 0                      | 0                             | 0   | 0                  | 0                             | 0  |
|        | 介護 | 108  | H25.6.26<br>(H25.5.28)  | H25.12.21<br>(H25.6.7)  | 1                      | 0                             | 1   | -                  | -                             | 0  |

| フィリピン |        | 入国者数 | 入国日<br>(免除者)           | 就労開始日<br>(免除者)          | 候補者                    |                               |     | 合格者                |                               |    |
|-------|--------|------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------------|-----|--------------------|-------------------------------|----|
|       |        |      |                        |                         | 就労(就学)中<br>の人数<br>(※1) | 雇用契約終了・<br>帰国者数<br>(※1,2,3,4) | 合計  | 就労中の<br>人数<br>(※1) | 雇用契約終了・<br>帰国者数<br>(※1,2,3,4) | 合計 |
| 21年度  | 看護     | 93   | H21.5.10               | H21.10.29               | 2                      | 76                            | 78  | 12                 | 3                             | 15 |
|       | 介護(就労) | 190  | H21.5.10<br>(H21.5.31) | H21.11.11<br>(H21.6.10) | 48                     | 101                           | 149 | 33                 | 8                             | 41 |
| 22年度  | 看護     | 46   | H22.5.9                | H22.10.29               | 14                     | 27                            | 41  | 5                  | 0                             | 5  |
|       | 介護(就労) | 72   | H22.5.9<br>(H22.6.8)   | H22.11.11<br>(H22.6.17) | 55                     | 16                            | 71  | 1                  | 0                             | 1  |
| 23年度  | 看護     | 70   | H23.5.29               | H23.11.17               | 51                     | 14                            | 65  | 5                  | 0                             | 5  |
|       | 介護(就労) | 61   | H23.7.18<br>(H23.6.8)  | H24.1.19<br>(H23.6.17)  | 54                     | 6                             | 60  | 1                  | 0                             | 1  |
| 24年度  | 看護     | 28   | H24.5.27               | H24.11.23               | 28                     | 0                             | 28  | 0                  | 0                             | 0  |
|       | 介護(就労) | 73   | H24.5.27<br>(H24.5.29) | H24.11.23<br>(H24.6.8)  | 69                     | 4                             | 73  | -                  | -                             | 0  |
| 25年度  | 看護     | 64   | H25.6.19               | H25.12.17               | 0                      | 0                             | 0   | 0                  | 0                             | 0  |
|       | 介護(就労) | 87   | H25.6.19<br>(H25.5.28) | H25.12.17<br>(H25.6.7)  | 6                      | 0                             | 6   | -                  | -                             | 0  |
| 21年度  | 介護(就学) | 27   | H21.9.27               | H22.4<br>(就学開始)         | 0                      | 5                             | 5   | 20                 | 2                             | 22 |
| 22年度  | 介護(就学) | 10   | H22.9.26               | H23.4<br>(就学開始)         | 0                      | 0                             | 0   | 10                 | 0                             | 10 |

| 合計         |        | 入国者数  | 就労(就学)<br>中の人数<br>(※1) | 雇用契約終了・<br>帰国者数<br>(※1,2,3,4) | 候補者                    |                               |       | 合格者                |                               |     |
|------------|--------|-------|------------------------|-------------------------------|------------------------|-------------------------------|-------|--------------------|-------------------------------|-----|
|            |        |       |                        |                               | 就労(就学)中<br>の人数<br>(※1) | 雇用契約終了・<br>帰国者数<br>(※1,2,3,4) | 合計    | 就労中の<br>人数<br>(※1) | 雇用契約終了・<br>帰国者数<br>(※1,2,3,4) | 合計  |
| インドネシア     | 看護     | 440   | 161                    | 231                           | 102                    | 219                           | 321   | 59                 | 12                            | 71  |
|            | 介護     | 608   | 333                    | 168                           | 240                    | 140                           | 380   | 93                 | 28                            | 121 |
| フィリピン      | 看護     | 301   | 117                    | 120                           | 95                     | 117                           | 212   | 22                 | 3                             | 25  |
|            | 介護(就労) | 483   | 267                    | 135                           | 232                    | 127                           | 359   | 35                 | 8                             | 43  |
|            | 介護(就学) | 37    | 30                     | 7                             | 0                      | 5                             | 5     | 30                 | 2                             | 32  |
| インドネシア合計   |        | 1,048 | 494                    | 399                           | 342                    | 359                           | 701   | 152                | 40                            | 192 |
| フィリピン合計    |        | 821   | 414                    | 262                           | 327                    | 249                           | 576   | 87                 | 13                            | 100 |
| 看護合計       |        | 741   | 278                    | 351                           | 197                    | 336                           | 533   | 81                 | 15                            | 96  |
| 介護合計(就学含む) |        | 1,128 | 630                    | 310                           | 472                    | 272                           | 744   | 158                | 38                            | 196 |
| 合計(就学含む)   |        | 1,869 | 908                    | 661                           | 669                    | 608                           | 1,277 | 239                | 53                            | 292 |
| 合計(就学除く)   |        | 1,832 | 878                    | 654                           | 669                    | 603                           | 1,272 | 209                | 51                            | 260 |

注: 公益社団法人国際厚生事業団調べ。厚生労働省告示等に基づく受入れ機関からの雇用契約終了報告書・国家試験合格結果報告書、厚生労働省による合格者の報道発表資料等による。

- ※1 国家試験合格前(就学コースにあつては養成施設の卒業前)の候補者の人数。
- ※2 雇用契約終了日の次の日(雇用契約終了日の前に本帰国した場合は帰国日(注:一時帰国し、在留期間が切れた場合は在留期間満了日の次の日))を以て、「就労・研修中の人数」欄や「就労中の人数」欄から減じている。
- ※3 一時帰国の場合、雇用契約終了・帰国者数には含めていない(引き続き就労・研修中(就学コースにあつては就学中、資格取得者にあつては就労中)とみなしている)。
- ※4 雇用契約終了報告書が雇用契約終了後に提出されることや、雇用契約終了報告書に記載された雇用契約終了の予定の変更があり得る等のため、人数は今後増減があり得る。
- ※5 「介護(就学)」については就学中の候補者の人数。
- ※6 看護師・介護福祉士の登録時点ではなく、国家試験合格したことを以て計上している。
- ※7 合格又は卒業後、特定活動(EPA)の在留資格をもって在留し、就労中(又は在留資格の変更手続中)の人数。
- 注 平成23年度、平成24年度のフィリピン人介護福祉士候補者の就学コースは、募集しないこととなった。

# 特定行為に係る看護師の研修制度について

- 医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ高度な専門知識及び技能をもって行う必要のある行為（以下「特定行為」という。）について、保健師助産師看護師法において明確化する。  
なお、特定行為の具体的な内容については、省令等で定める。
- ※ 特定行為の規定方法は限定列挙方式とする。また、その追加・改廃については、医師、歯科医師、看護師等の専門家が参画する常設の審議の場を設置し、そこで検討した上で決定する。
- 医師又は歯科医師の指示の下、看護師が特定行為を実施する場合に、以下のような研修を受けることを制度化する。
  - ・ 医師又は歯科医師の指示の下、プロトコール（プロトコールの対象となる患者及び病態の範囲、特定行為を実施するに際しての確認事項及び行為の内容、医師への連絡体制など厚生労働省令で定める事項が定められているもの）に基づき、特定行為を行おうとする看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において、厚生労働省令で定める基準に適合する研修（以下「指定研修」という。）の受講を義務づける。
  - ・ 指定研修の受講が義務づけられない、特定行為を行う看護師については、医療安全の観点から、保健師助産師看護師法上の資質の向上に係る努力義務として、特定行為の実施に係る研修を受けることを追加する。
- ※ 既存の看護師であっても、プロトコールに基づき特定行為を行おうとする場合は指定研修を受けなければならないことから、制度施行後、一定期間内に研修を受けなければならないこととするといった経過措置を設ける。
- ※ 特定行為が追加された場合であって、かつ、当該内容が研修の教育内容も変更する必要がある場合にあっては、当該内容に係る追加の研修義務が生じる。
- 厚生労働大臣は、研修機関の指定を行う場合には、審議会の意見を聴かなければならない。
  - ※ 審議会は、医師、歯科医師、看護師等の専門家により組織する。
- 特定行為に応じた研修の枠組み（教育内容、単位等）については、指定研修機関の指定基準として省令等で定める。
  - ※ 指定基準の内容は、審議会で検討した上で決定する。
- 厚生労働大臣は、指定研修を修了した看護師からの申請により、当該研修を修了した旨を看護師籍に登録するとともに、登録証を交付する。
  - ※ 指定研修機関における研修を修了したことの看護師籍への登録は、あくまで研修を修了したことを確認するためのものであって、国家資格を新たに創設するものではない。

# 再生医療等の安全性の確保等に関する法律の概要

## 趣 旨

再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、特定細胞加工物の製造の許可等の制度等を定める。

## 内 容

### 1. 再生医療等の分類

再生医療等について、人の生命及び健康に与える影響の程度に応じ、「第1種再生医療等」「第2種再生医療等」「第3種再生医療等」に3分類して、それぞれ必要な手続を定める。

※ 分類は、細胞や投与方法等を総合的に勘案し、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働省令で定めるが、以下の例を想定。第1種：iPS細胞等、第2種：体性幹細胞等、第3種：体細胞等。

### 2. 再生医療等の提供に係る手続

- 第1種再生医療等 提供計画について、特定認定再生医療等委員会の意見を聴いた上で、厚生労働大臣に提出して実施。一定期間の実施制限期間を設け、その期間内に、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて安全性等について確認。安全性等の基準に適合していないときは、計画の変更を命令。
- 第2種再生医療等 提供計画について、特定認定再生医療等委員会の意見を聴いた上で、厚生労働大臣に提出して実施。
- 第3種再生医療等 提供計画について、認定再生医療等委員会の意見を聴いた上で、厚生労働大臣に提出して実施。

※ 特定認定再生医療等委員会は、特に高度な審査能力と第三者性を有するもの。

※ 第1種再生医療等、第2種再生医療等を提供する医療機関については、一定の施設・人員要件を課す。

### 3. 適正な提供のための措置等

- インフォームド・コンセント、個人情報保護のための措置等について定める。
- 疾病等の発生は、厚生労働大臣へ報告。厚生労働大臣は、厚生科学審議会の意見を聴いて、必要な措置をとる。
- 安全性確保等のため必要なときは、改善命令を実施。改善命令違反の場合は再生医療等の提供を制限。保健衛生上の危害の発生拡大防止のため必要なときは、再生医療等の提供の一時停止など応急措置を命令。
- 厚生労働大臣は、定期的に再生医療等の実施状況について把握し、その概要について公表する。

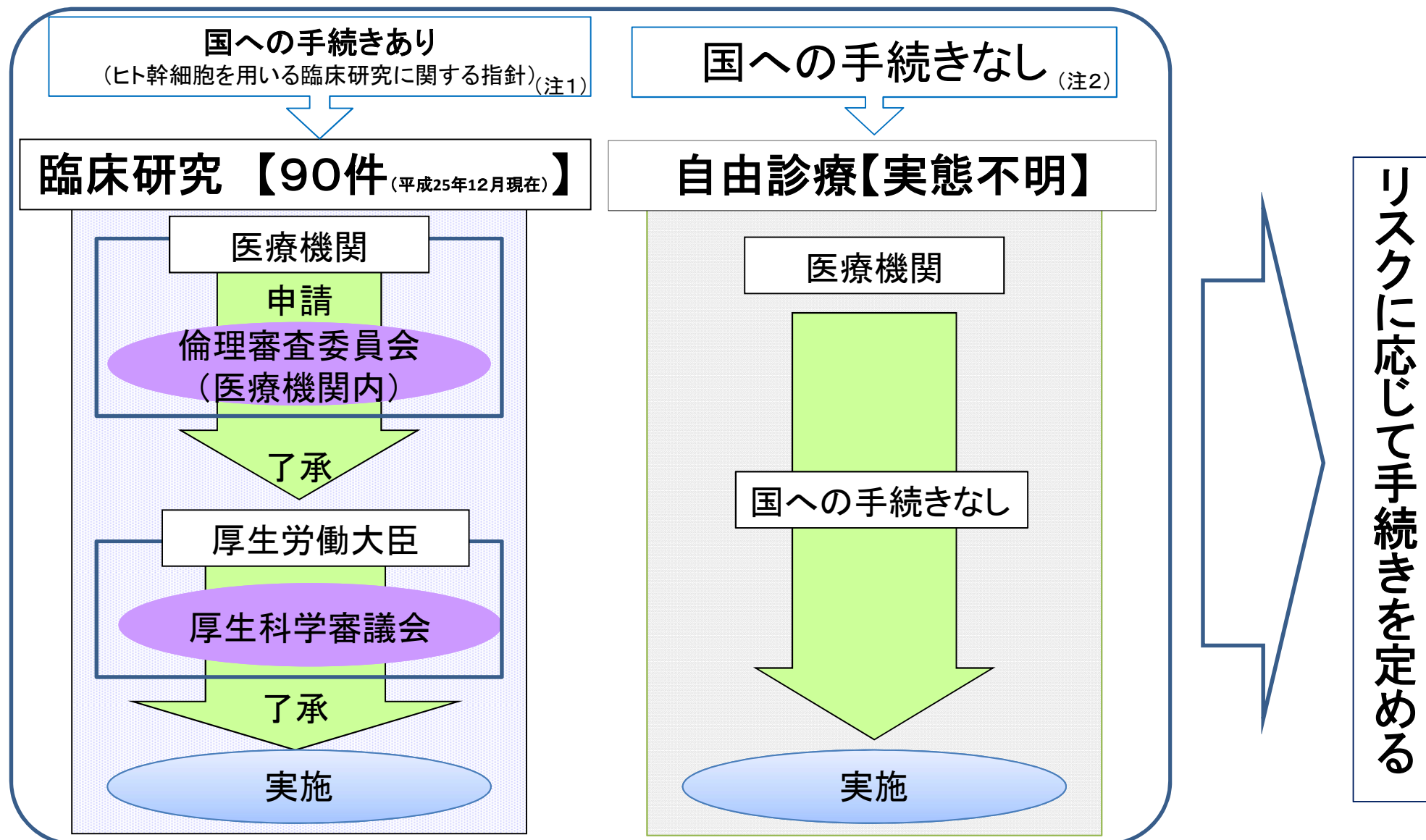
### 4. 特定細胞加工物の製造の許可等

- 特定細胞加工物の製造を許可制(医療機関等の場合には届出)とし、医療機関が特定細胞加工物の製造を委託する場合には、許可等を受けた者又は届出をした者に委託しなければならないこととする。

## 施行期日

薬事法等の一部を改正する法律の施行の日(公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日)

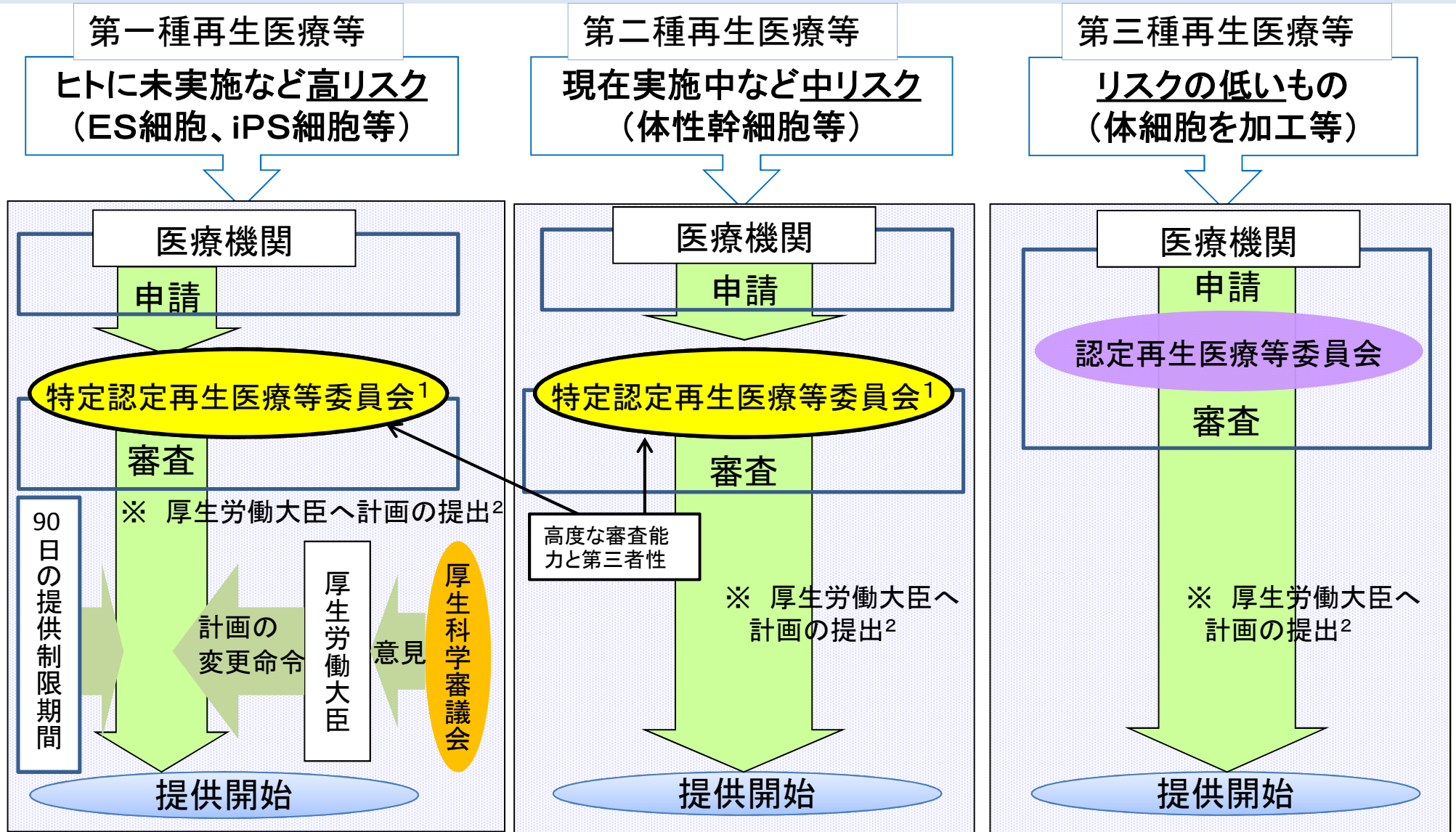
# 再生医療等の手続きの現状と対応方針



(注1) 再生医療等以外の臨床研究についても、臨床研究に関する倫理指針(厚生労働大臣告示)により、医療機関が設置する倫理審査委員会による計画の審査が行われている。

(注2) 医療機関における自家細胞・組織を用いた再生・細胞医療の実施に当たり、関係者が尊重すべき要件を通知により定めており、自由診療についても対象となっている。

# リスクに応じた再生医療等提供の手続き



(注1)「認定再生医療等委員会」とは、再生医療等技術や法律の専門家等の有識者からなる合議制の委員会で、一定の手続により厚生労働大臣の認定を受けたものをいい、「特定認定再生医療等委員会」は、認定再生医療等委員会のうち、特に高度な審査能力、第三者性を有するもの。

(注2) 厚生労働大臣への提供計画の提出の手続を義務付ける。提供計画を提出せずに再生医療等を提供した場合は、罰則が適用される。

# 再生医療等安全性確保法による細胞培養加工の 外部委託(医薬品医療機器等法と再生医療等安全性確保法)イメージ図

## 臨床研究・自由診療

### 再生医療等安全性確保法

医療として提供される再生医療等について、採取等の実施手続き、再生医療等を提供する医療機関の基準、細胞を培養・加工する施設の基準等を規定し、安全性等を確保。

## 再生医療等製品

### 医薬品医療機器等法

再生医療等製品の製造所の基準等を規定し、再生医療製品の有効性、安全性を確保。

※ 再生医療等安全性確保法に基づき医師の責任の下で実施される細胞の培養・加工の委託については、医薬品医療機器等法の適用外。

